

施工体制台帳の確認方法

1. 施工体制台帳を提出させた際のチェックポイント（事前確認編）

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳に必要事項が書き込まれているか (規則第14条の2)		
・作成特定建設業者の建設業許可業種		
・建設工事の名称、内容及び工期		
・発注者と請負契約を締結した年月日、当該発注者の商号、名称又は氏名及び住所並びに当該請負契約を締結した営業所の名称及び所在地		
・監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び監督員の権限、請負人の注文者に対する意見の申出方法が記載された請負人への通知書の写し		
・監理技術者の氏名、その者が有する監理技術者資格及びその者が専任の監理技術者であるか否かの別		配置予定技術者と同一人物であるか確認
・監理技術者補佐を置くときは当該監理技術者補佐人の氏名、その者が有する監理技術者補佐資格及び監理技術者補佐の権限、注文者の請負人に対する意見の申出方法が記載された注文者への通知書の写し		
・現場代理人を置くときは当該現場代理人の氏名及び現場代理人の権限、注文者の請負人に対する意見の申出方法が記載された注文者への通知書の写し		
・監理技術者以外に施工の技術上の管理者を置くときは、その者の氏名、管理をつかさどる工事内容及びその者が有する主任技術者資格		
・下請負人の商号又は名称及び住所、許可番号及び許可を受けた建設業の種類		
・全ての下請負人の請け負った工事名称、内容及び工期		
・全ての下請負人が注文者と下請契約を締結し		

た年月日		
<ul style="list-style-type: none"> <li>下請工事に監督員を置くときは、当該監督員の氏名及び権限等を記載した請負人に対する通知書の写し</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>下請負人が現場代理人を置くときは、当該現場代理人の氏名及び権限等を記載した注文者への通知書の写し</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>下請負人が置く主任技術者の氏名、その者の有する資格又は実務経験年数及び専任か否かの別</li> </ul>		建設業法施行令の改正に伴い、3,500万円未満の鉄筋工事及び型枠工事は元請の主任技術者が、下請けの主任技術者が行うべき施工管理を合わせて行うことができることとされた。
<ul style="list-style-type: none"> <li>下請負人が、主任技術者以外に施工の技術的管理をつかさどる者を置く場合は、当該者の氏名、その者がつかさどる工事の内容及びその者が有する主任技術者資格</li> </ul>		建設業法施行令に伴い、以下の事項が追加された。 当該建設工事の従事者に関する事項（氏名、生年月日、年齢、職種、社会保険の加入状況等）
<ul style="list-style-type: none"> <li>一次下請負契約を締結した営業所の名称及び所在地</li> </ul>		
(2) 施工体制台帳の添付書類は揃っているか (規則第14条の2第2項)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>2次以下の下請負人を含め、全ての請負契約書の写し（2次以下の下請についても請負金額を明記しなければならない）</li> <li>下請契約書に法第19条にある全ての事項が含まれているか</li> </ul>		必ず、書面であること。

<p>建設業法第 19 条にある契約に含まなければならない事項</p>		
<p>①工事内容 ②請負代金の額 ③工事着手の時期及び工事完成の時期</p>		<p>代金決定の見積期間について、500 万円に満たない工事は 1 日以上、500 万円以上 5 千万円以下は 10 日以上、5 千万円以上の工事は 15 日以上設けること。(建設業法施行令第 6 条：建設工事の見積期間)</p>
<p>④請負代金の全部又は一部の前金払い又は出来形部分に対する支払いの定めをするときはその支払いの時期及び方法</p>		<p>支払の現金比率が 2 割以上。労務費相当分は現金。手形期間は 120 日以内</p>
<p>⑤設計変更又は工事着手の時期の延期若しくは工事の全部若しくは一部中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め</p>		
<p>⑥天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め</p>		
<p>⑦価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更</p>		
<p>⑧工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め</p>		
<p>⑨注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め</p>		
<p>⑩注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期</p>		<p>完成通知を受けてから、検査完了まで 20 日以内。引渡しの申出があったから引渡しを受けるまで 20 日以内。</p>

<p>⑪工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法</p> <p>⑫各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p>		<p>引渡しの申出があつてから、代金の支払まで50日以内。手形期間は、120日以内。</p>
<p>⑬契約に関する紛争の解決方法</p>		
<p>全ての再下請負通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再下請負通知書の必要事項が書込まれているか</li> </ul>		<p>(規則第14条の4)</p>
<p>①下請負人の商号、名称、住所、許可番号</p>		
<p>②下請負人が注文者と締結した工事の名称、請負契約を締結した年月日、注文者の商号、名称</p>		
<p>③再下請負人の商号、名称、住所、許可番号</p>		
<p>④下請負人が再下請負人と締結した請負契約について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の名称、内容、工期</li> <li>・請負契約を締結した年月日</li> <li>・下請負人が監督員を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法</li> <li>・再下請負人が現場代理人を置く場合は、その者の氏名、権限、意見の申出方法</li> <li>・再下請負人の置く主任技術者の氏名、主任技術者資格、専任か否かの別</li> <li>・再下請負人が主任技術者に加えて専門技術者を置く場合は、その者の氏名、その者が管理をつかさどる建設工事の内容、主任技術者資格</li> </ul>		
<p>(3) 元請の施工範囲等を確認(直営施工部分があるか、主たる部分を請け負わせていないか等)</p>		<p>契約書等から直営施工範囲を確認。直営部分の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が不自然に高くないか確認。</p>

(4) 上請け、横請けの可能性の確認		下請に地元以外の建設業者（元請が地元の場合）又は、元請負人よりも資本金の多い下請負人がいないか。同規模同業者が下請にいないか。
(5) J V工事の場合、共同企業体の運営関係書類の作成状況の確認		代表者、出資比率、責任範囲等の確認。
(6) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万円以上（建築一式工事にあつては1500万円以上）の下請をさせている可能性を確認		契約書により当該施工範囲を確認し、適切かどうか判断。

## 2. 現場での標識等の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 下請負人が再下請を行う場合に再下請負通知書を元請負人に提出すべき旨の指示を行っているか（規則第14条の3）		揭示文の例は以下参照
<p>再下請通知書を元請人に提出すべき旨揭示する書面の文案</p> <p>この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営むものに請け負わせた方は、遅滞なく工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施工規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十四条の四に規定する再下請通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を遅滞なく提出をしてください。</p>		
(2) 元請が建設業許可に関する標識を掲示しているか確認		<p>公衆の見やすい場所に（法第40条）①一般又は特定建設業の別、②許可年月日、許可番号及び許可を受けた建設業③商号又は名称④代表者の氏名⑤主任技術者又は監理技術者の氏名⑥専任の有無（規則第25条）が記載された標識かどうか確認</p>

<p>(3) 建退共制度導入事業者であること及び証紙の配付状況の確認</p>	<p>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識」の掲示があるか確認すると共に元請に対し下請の加入状況を確認し疑義が生じた場合には、現場従事者に対し共済手帳の提示を求めるか又は各建設業者が現場に備え付けている共済証紙受払簿(中小企業退職金共済法施行規則第64条)を提出させる。</p>
<p>(4) 労災保険に関する掲示の確認</p>	<p>労災保険に関する法令のうち、労働者に関係ある規定の要旨、労災保健にかかわる保険関係成立の年月日、労働保険番号の掲示若しくは備え付け状況の確認。(労働者災害補償保険法施行規則第49条)</p>

### 3. 現場での施工体制等の確認

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 施工体制台帳及び施工体系図は現場に備え付けられているか (法第24条の7)</p>		<p>施工体制台帳については現場備え付けだけでなく、発注者(監督員)に写しの事前提出を義務づけることが望ましい。</p>

<p>(2) 発注者（監督員）に提出した施工体制台帳と比べ、不備、追加、変更を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施工体制台帳に必要事項が書込まれているか （規則第14条の2）</li> <li>・施工体制台帳の添付書類は揃っているか （規則第14条の2第2項）</li> </ul>		<p>不備がある場合は、速やかな是正を指導し、その内容を確認すること。追加、変更についても、その内容を確認すること。</p>
<p>(3) 元請負人の直営部分の施工状況を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前確認において、上請、横請けの可能性がある場合については、より詳細に確認</li> <li>・直営施工箇所が存在しない場合には、施工の関与状況を特に確認</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の直営施工箇所を確認し施工体制台帳、契約書等と相違がないか確認。はっきりしない場合は、現場代理人等に口頭で聞き取りにより確認。</li> <li>・実際の直営施工箇所の内容と比し、受注金額から一次下請金額の合計を引いた金額が、不自然に高くないか確認。</li> </ul>
<p>(4) 下請負人が工事の一部を再下請けに出している場合、下請負人の直営部分の施工状況を確認</p>		<p>契約書等と実際の直営施工範囲が等しいか確認し、直営部分がない場合は、施工の関与状況を特に確認。</p>
<p>(5) 下請負人の中に無許可業者がいる場合に500万以上（建築一式工事にあつては1500万以上）の下請をさせていないかどうか確認</p>		<p>契約書により当該施工範囲を確認。疑義が生じた場合は、元請又は下請業者に確認。</p>
<p>(6) 施工体系図に以下の内容が記載されているか確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・代表者の氏名</li> <li>・特定専門工事の該当の有無</li> <li>・当該下請負人が受けた建設業の許可の番号</li> <li>・受けた許可の一般建設業及び特定建設業の別</li> </ul>		<p>建設業法施行規則の改正に伴い、施工体系図の下請負人欄へ追加項目を記載することとなった</p>

#### 4. 現場での監理技術者等の配置状況の確認

チェックポイント	結果	備考
<p>(1) 監理技術者又は、監理技術者補佐（以下監理技術者等）に対し、監理技術資格証等の提示を求め、以下の事項について確認</p>		<p>公共性のある重要な工事で政令第27条で定めるものをつかさどる元請負人の監理技術者は、監理技術者資格証を有していなければならない。（法第26条第2項、第3項）。又、発注者から請求があったときは資格証を提示しなければならない（法第26条第5項）。</p>
<p>① 当該監理技術者等の現場専任制の確認</p>		<p>日報等で専任制の確認を行う。疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には所在を確認して直ちに呼び出し。</p>
<p>② 当該監理技術者等が、施工体制台帳等に記載された監理技術者と同一人物であることの確認</p>		
<p>③ 当該監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用状況の確認</p>		<p>所属会社を確認するとともに、監理技術者資格証について裏書による変更がないかどうか確認。*現場責任が義務付けられる監理技術者については別会社からの出向は認められていない。また、事業協同組合についても、組合員等の会社の技術者を監理技術者とすることは認められていない。</p>



④当該監理技術者等の能力及び実質的な関与の状況の確認	建設工事の施工計画の作成、工程監理、品質管理その他技術上の監理及び当該建設工事の施工に従事する者の指導監督を誠実に行っているかどうか口頭試問等により確認。
----------------------------	---

5. 現場での下請業者の使用状況の確認

チェックポイント	結果	備考
(1) 施工体制台帳、下請負通知書、施工体系図に記載のない下請業者が作業していないかどうか確認		ヘルメット等の外観、口頭聞き取り等により確認する。
(2) 下請業者の施工状況、内容及び下請金額が下請契約書に同じかどうか確認		下請業者に聞き取りを行う。
(3) 主任技術者に対し以下の事項について確認		建設業社は、請け負った全ての工事現場において、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者を置かなければならず（建設業法26条）、公共性のある工作物に関する重要な工事で政令第27条で定めるものについては専任でなければならない。
①当該主任技術者の現場専任制の確認		施工体制台帳の工期、実施工程表と比較して、専任の必要な時期にあるか確認、専任が必要な場合は日報等により確認。疑義がある、あるいは現在現場に常駐していない場合には所在を確認して直ちに呼び出し。 *ただし、同一の場所ま

		たは近接した場所における、密接な関連のある2以上の工事の兼任は可能。
②当該主任技術者が、施工体制台帳等に記載された主任技術者と同一人物であることの確認		
③当該主任技術者の直接的、恒常的雇用関係の確認		健康保険書または住民税特別徴収税額通知書により確認。(現場専任が義務づけられる主任技術者については、別会社からの出向は認められていない。又、事業協同組合についても、組合員等の会社の技術者を主任技術者とする事は認められていない。
④当該主任技術者の能力及び実質的な関与の状況の確認		主任技術者である資格または実務経験の確認を行うと共に、監理技術者の場合に準じ、口頭試問することにより確認。